

第2編

(5号炉及び6号炉に係る保安措置)

(協力企業従業員への保安教育)

第119条

各プログラム部長及び各GMは、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各プログラム部長及び各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。

ただし、各プログラム部長及び各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。

2. 各プログラム部長及び各GMは、原子炉施設に関する作業のうち管理区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各プログラム部長及び各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。

ただし、各プログラム部長及び各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。

3. 運用支援GMは、放射性廃棄物管理に関する設備の運転操作を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1, 2, 3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる（運転操作の対象設備によって、必要な教育内容を決定）保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。

4. 運用支援GMは、第3項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。

ただし、運用支援GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。

5. 運用支援GM又はプール燃料取り出しプログラム部長は、燃料取扱いに関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1, 2, 3の実施方針のうち、「燃料取扱いの業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。

6. 運用支援GM又はプール燃料取り出しプログラム部長は、第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。

ただし、運用支援GM又はプール燃料取り出しプログラム部長が、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。

表119

保安教育実施方針(協力企業)

(1) 発電所人用時に発生し必要な教育

保安教育の内容		対象者※2	
大分類	中分類 (科目)	実施時期	放射線業務従事者以外
人用時に実施する教育※1	原子炉施設の構造・性能に関すること	入所時	放射線業務従事者以外
	非常の場合に備うべき処置の概要		◎
	関係法令及び保安規定の遵守に関すること		◎

(2) 放射線業務従事者に対する教育

保安教育の内容	内 容	実施時期	対象者及び教育時間※2		電離放射線の分類
			放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	
総括的中分類との対応					
放射線物質及び放射線物質による汚染された物の取扱いに関すること ※1	①放射線物質又は放射性物質の種別及び汚染された物の種類、形態及び取扱いの方法及び手順 ②放射線物質又は放射性物質による汚染された物の種類及び性状		◎ (0.5時間以上)	×	放射線物質若しくは使用済放射線又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること				
放射線物質及び放射線物質による汚染された物の取扱いに関すること ※1	②放射線物質若しくは放射性物質の種別及び汚染された物の種類、形態及び取扱いの方法及び手順 ③放射線物質又は放射性物質による汚染された物の取扱いの方法及び手順 ④放射線物質又は放射性物質による汚染された物の性状の把握の方法 ⑤原子炉、貯蔵容器等の表面の汚染の検出及び汚染の除去の方法 ⑥緊急事態が発生した場合における応急処置の方法		◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設に係る放射線の検出及び取扱いの方法に関する知識
非常の場合に備うべき処置に関すること ※1	原子炉、放射線業務物の種類、形態、貯蔵及び取扱いの方法 ①放射線物質の種別及び汚染 ②放射線物質若しくは放射性物質による汚染された物の種類、形態、貯蔵及び取扱いの方法 ③放射線物質又は放射性物質による汚染された物の性状の把握の方法 ④緊急事態が発生した場合における応急処置の方法		◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設に係る放射線の検出及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①放射線物質の種別及び汚染 ②放射線物質若しくは放射性物質による汚染された物の種類、形態、貯蔵及び取扱いの方法 ③放射線物質又は放射性物質による汚染された物の性状の把握の方法 ④緊急事態が発生した場合における応急処置の方法		◎ (0.5時間以上)	×	電離放射線の生体に対する影響
関係法令及び保安規定の遵守に関すること ※1	①管理区域への立ち入り及び退避の手順		◎ (1.0時間以上)	×	関係法令
放射線管理に関すること ※1	②放射線物質若しくは放射性物質による汚染された物の種類、形態、貯蔵及び取扱いの方法 ③放射線物質又は放射性物質による汚染された物の性状の把握の方法				
放射線物質及び放射線物質による汚染された物の取扱いに関すること ※1	④放射線物質の種別及び汚染 ⑤放射線物質若しくは放射性物質による汚染された物の種類、形態、貯蔵及び取扱いの方法 ⑥緊急事態が発生した場合における応急処置の方法		◎ (2.0時間以上)	×	原子炉施設に係る放射線の検出及び取扱いの方法及び電離放射線の分類に関する知識
放射線管理に関すること ※1	⑦放射線物質の種別及び汚染 ⑧放射線物質若しくは放射性物質による汚染された物の種類、形態、貯蔵及び取扱いの方法 ⑨緊急事態が発生した場合における応急処置の方法				
非常の場合に備うべき処置に関すること ※1	⑩放射線物質の種別及び汚染 ⑪放射線物質若しくは放射性物質による汚染された物の種類、形態、貯蔵及び取扱いの方法 ⑫緊急事態が発生した場合における応急処置の方法				

※1: 原子炉施設及び放射性物質の取扱い、非常時の対応又は、放射線に関する事項について、1分未満及び1分以上の教育時間が必要である。
 ※2: ◎: 全員が教育の対象
 ○: 業務に関係する者が教育の対象
 ×: 業務に関係しない者が教育の対象
 (): 合計の教育時間

附 則

附則（ ）

(施行期日)

第1条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号）

(施行期日)

第1条

2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年5月27日 原規規発第2005271号）

(施行期日)

第1条

2. 第5条については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付1（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年2月13日 原規規発第2002134号）

(施行期日)

第1条

2. 第5条、第87条、第87条の2及び第89条の表89-1における増設焼却炉建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については、増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
4. 添付1（管理区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成31年1月28日 原規規発第1901285号）

（施行期日）

第1条

2. 第5条については、油処理装置の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成29年3月7日 原規規発第1703071号）

（施行期日）

第1条

2. 第5条については、放射性物質分析・研究施設第1棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成25年8月14日 原規福発第1308142号）

（施行期日）

第1条

第61条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機又は可搬式発電機を非常用発電設備とみなすことができる。

添付1については核物質防護上の理由から
公開しないこととしております。

添付1 管理区域図

(第92条の2及び第93条の3関連)

添付2については核物質防護上の理由から
公開しないこととしております。

添付2 管理対象区域図

(第92条, 第93条及び第93条の2関連)